

第4 無窓階の取扱い

1 無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定する。

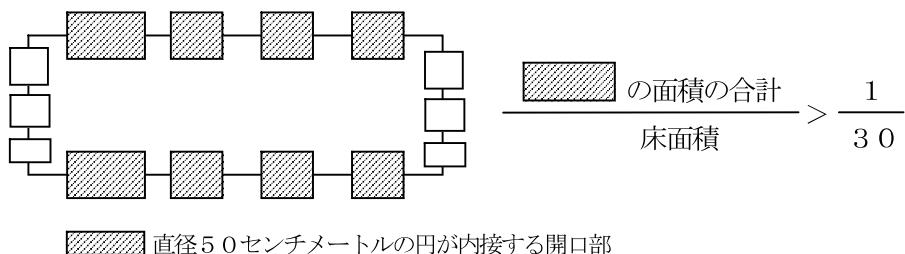
無窓階以外の階の判定は、規則第5条の2によるほか細部については、次によるものであること。

(1) 床面積に対する開口部の割合

規則第5条の2第1項に定める床面積に対する避難上又は消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

ア 11階以上の階

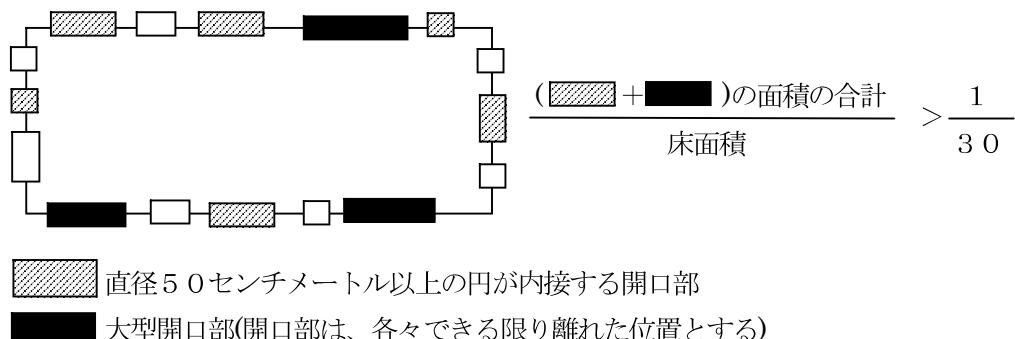
直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の30分の1を超える階であること。（第4-1図参照）



第4-1図

イ 10階以下の階

前アの場合と同様であるが、前アの開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2以上含まれているものであること。（第4-2図参照）



第4-2図

(2) 開口部の位置（参考：昭和50年6月16日付け消防予第65号）

ア 開口部の高さ

次のすべてに適合する踏台を設けた場合は、規則第5条の2第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。

（ア）不燃材料で造られ、かつ堅固な構造であること。

（イ）開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。

（ウ）高さは、おおむね30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。

(エ) 踏台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。

(オ) 避難上支障のないように設けられていること。

イ 通路その他の空地との関係

次に掲げる空地等は、規則第5条の2第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

(ア) 国又は地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの。

(イ) 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分等）で避難及び消火活動が有効にできるもの。

(ウ) 1m以内の空地又は通路にある樹木、へい及びその他の工作物で避難及び消火活動に支障がないもの。

(エ) 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの。

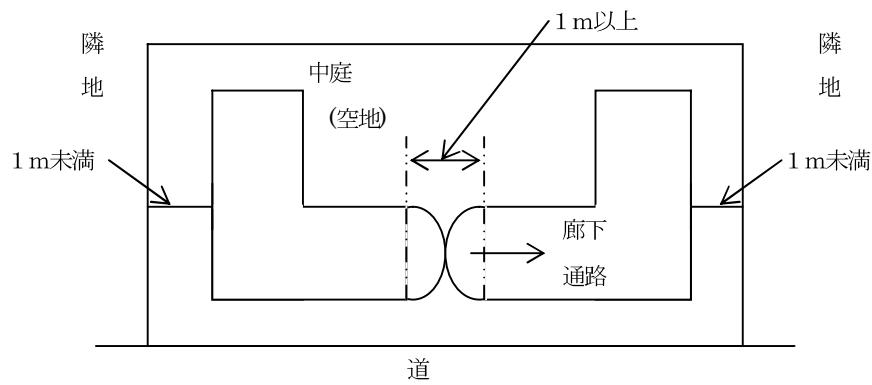
(オ) 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの。

（第4-3図参照）

a 中庭から道に通じる出入口の幅員は、1m以上であること。

b 中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。

c 中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20m以下であり、かつ、直接見通しができるものであること。★



第4-3図

(3) 開口部の構造

次に掲げる開口部は、規則第5条の2第2項第3号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものとして取り扱うことができる。

ア はめ殺しの窓等 (FIX)

(ア) 普通板ガラス (JIS R 3201)、フロート板ガラス (JIS R 3202)、磨き板ガラス (JIS R 3202)、型板ガラス (JIS R 3203)、熱線吸収板ガラス (JIS R 3208)、熱線反射ガラス (JIS R 3221) 又は低放射ガラスで、ガラスの厚さが6mm以下のもの。

(イ) 強化ガラス (JIS R 3206) 又は耐熱板ガラスでガラスの厚さが5mm以下のもの。

(ウ) 複層ガラス (JIS R 3209) で、2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前(ア)又は(イ)により構成されているもの。

(エ) (ア)から(ウ)以外であって、窓を容易にはずすことができるもの。

イ 屋内でロックされている窓等

(ア) ア(ア)から(ウ)までの窓等については、はめ殺しの窓等と同様に取り扱う。

(イ) 網入板ガラス (JIS R 3204) 又は線入板ガラス (JIS R 3204) 入り窓等のうち、ガラスの厚さが6.8mm以下のもので当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。

(ウ) (イ)以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等のうち、ガラスの厚さが10mm以下のもので当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの。

(エ) 複層ガラス (JIS R 3209) で、2枚のガラスのうち、1枚が前ア(ア)又は(イ)に掲げるもの、1枚が網入り板ガラス (JIS R 3204) のうち、ガラスの厚さが6.8mm以下のもの（当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものに限る。）で構成されているもの。（表4-1参照）

表4-1 ガラスの種類による無窓階の取扱い ★

ガラス開口部の種類		開口部の条件			無窓階の判定（規則第5条の2）	
			引き違い戸	F I X	足場有り	足場無し
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射板ガラス 低放射ガラス	厚さ 6mm以下	引き違い戸		○	○	
		F I X		○	○	
	厚さ 6.8mm以下	引き違い戸		△	△	
		F I X		×	×	
	厚さ 10mm以下	引き違い戸		△	×	
		F I X		×	×	
	厚さ 5mm以下	引き違い戸		○	○	
		F I X		○	○	
強化ガラス 耐熱板ガラス	備考4	引き違い戸		△（備考4）	△（備考4）	
		F I X		×	×	
倍強度ガラス		引き違い戸		×	×	
		F I X		×	×	
複層ガラス	前頁(3) ア(ウ) aにより構成	引き違い戸		○	○	
		F I X		○	○	
	前頁(3) ア(ウ) bにより構成	引き違い戸		△	△	
		F I X		×	×	

凡例

○…規則第5条の2第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。

△…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（引き違い戸の場合おおむね1/2の面積で算入する。）

を規則第5条の2第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。

×…規則第5条の2第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことはできない。

備考

- 1 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。
ここでいうバルコニーとは、建基令第126条の7第5号に規定する構造以上のもの。
- 2 「引き違い戸等」とは、片開き、開き戸その他、通常は屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。
- 3 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 合わせガラスとは、JIS R 3205に規定するもの。2枚以上の材料板ガラスで中間膜（材料板ガラスの間に両者を接着する目的で介在する合成樹脂の層をいう。）を挟み込み全面接着したもので、外力の作用によって破損しても、破片の大部分が飛び散らないようにしたものをいう。
なお、次に掲げる合わせガラスについては、有効な開口部として取り扱う。
 - (1) 足場の無い場合
 - ア フロート板ガラス 6mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）30mil（膜厚0.76mm）以下+フロート板ガラス 6mm以下の合わせガラス
 - イ 網入板ガラス 6.8mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）30mil（膜厚0.76mm）以下+フロート板ガラス 5mm以下の合わせガラス
 - (2) 足場の有る場合
 - ア フロート板ガラス 5mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+フロート板ガラス 5mm以下の合わせガラス
 - イ 網入板ガラス 6.8mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+フロート板ガラス 6mm以下の合わせガラス
 - ウ フロート板ガラス 3mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+型板ガラス 4mm以下の合わせガラス
- 5 倍強度ガラスは、JIS R 3222に規定するもの
- ウ シャッター等
シャッター等は、原則として有効開口部として認めないが、次の措置を講じた場合は、この限りでない。
 - (ア) 避難階に設けられた軽量シャッターで、屋内外から手動で容易に開放できるもの。（屋外からは、消防隊が特殊な工具を用いることなく解錠できること。）
 - (イ) 自動火災報知設備又は煙感知器連動により解錠し、屋内外から手動又は電動（非常電源付）で開放できる装置が設けられているもの。
 - (ウ) 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので開放装置の放水口が1階又は避難階にあるもので、次のいずれかにより開放できるもの。
 - a 屋外から水圧により解錠し、手動又は電動開放装置（非常電源付）により開放できるもの。
 - b 屋外から水圧によりシャッターを開放するもの。
 - c 屋外から水圧により電動開放装置のスイッチを作動させ開放するもの。
 - (a) 電動開放装置には、非常電源が設けられていること。
 - (b) 水圧解錠装置等は、認定品（「消火設備等認定委員会」で認定し、総務省消防庁から通知されたもの）であること。
 - (c) 電動機は、不燃材料（普通、網入りガラス、アルミを除く。）で耐熱カバーされていること。
 - (d) 起動回路は、耐熱配線、非常電源回路は、耐火配線であること。
 - (e) 屋外に設ける起動装置の保護板は、鍵を用いなくても容易に破壊することができるものであること。
 - (エ) 24時間体制で勤務員がいる防災センター等から遠隔操作により開放できるもの（非常電源付きに限

る。)

エ 二重窓

(ア) はめ殺しの窓で、ア(ア)又は(イ)に掲げるもの

(イ) 屋内外から開放できるガラス入り窓等

(ウ) ウに該当するシャッターとガラス戸

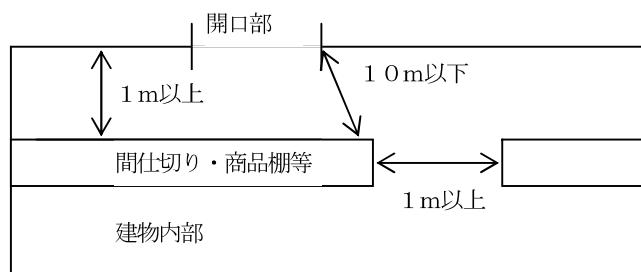
オ 間仕切り壁を設けることにより、室内と開口部とが区画された構造のもので、開口部と相対する部分に出入り口が設けられたもの（出入口は、屋内外から手動で開放できるものに限る。）

カ 開口部と間仕切り壁・商品棚等の間に通路を設け、間仕切り壁等に出入り口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの（第4-4図参照）★

(ア) 通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないことなど常時通行に支障ないこと。

(イ) 間仕切り壁・商品棚等の出入口と一の開口部との距離は、おおむね10m以下であること。

(ウ) 通路及び間仕切り壁・商品棚等の出入口は、幅員がおおむね1m以上で、通行に支障がないものであること。



第4-4図

キ 開口部に接近して設けられている広告物、看板、日除又は雨除等は避難及び進入に支障ないものであること。

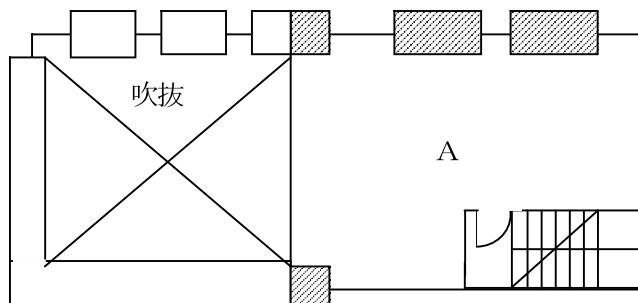
ク 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により表4-2により判断すること。

2 その他

吹抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとすること。（第4-5図参照）

ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。

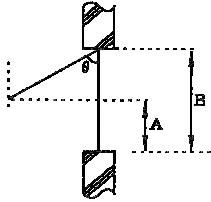
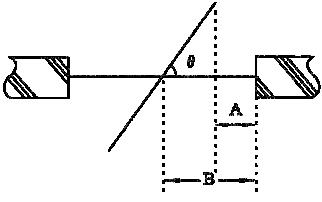
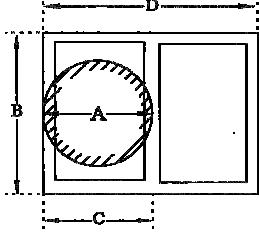
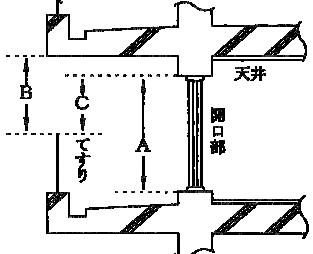


A 床面積に算定する部分

■ 開口部の面積に算定する部分

第4-5図

表4-2

	型 式	判 断
突き出し窓等	 (注) θ は、最大開口角度（0度～90度）	Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$
回転窓	 (注) θ は、最大開口角度（0度～90度）	Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$
引き違い窓	 (注) 1 A及びC = $1/2 D$ 2 Aは、50cmの円の内接又は1mの円の内接	A又はB×Cとする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。 B=1.0m(0.65m)以上 C=0.45m(0.4m)以上 (注) () 内は、バルコニー等がある場合
外壁面にバルコニー等がある場合		Aの部分とする。 なお、Bは1m以上で手すりの高さは、1.2m以下とする。 (注) バルコニーの幅員はおおむね60cm以上の場合に限る。 これによりがたい場合はCを開口寸法とする。

第5 収容人員の算定

1 収容人員算定の基本

- (1) 収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。
- (2) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が二以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）であるが、令第24条の適用については、棟単位又は階単位、令第25条の適用については、階単位とする。
- (3) 防火対象物の主たる用途以外の機能的に従属していると認められる部分についても、防火対象物の用途判定（主たる用途の算定方法）に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。
- (4) 2以上の用途の存する防火対象物で主たる用途部分以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%以下で、かつ、300m²未満であることにより、主たる用途の項と取り扱われている防火対象物（みなし従属の防火対象物）についても、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法（主たる用途の算定方法）により算定する。

2 収容人員算定上の共通事項

- (1) 従業員として算定する者は、次のとおりとする。
 - ア 正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における勤務体制で最大勤務者数とする。
ただし、短期間、かつ、臨時に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）にあっては、従業員として扱わないこととする。
 - イ 交替制の勤務体制を取っている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とする。従って、勤務時間帯の異なる従業員が重複して在所する交替時の数とはしない。
 - ウ 指定された執務用の机を有する外勤者は、従業員の数に算入する。
- (2) 令第24条、25条の適用にあたっては、従業員として算定する者は、次のとおりとする。
 - ア 階単位で収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務する者については、当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入することとする。
 - イ 階単位に収容人員を算定する場合、従業員が使用する社員食堂等は、当該部分を3m²で除して得た数の従業員があるものとして算定する。ただし、その数が従業員の数よりも大きい場合は、この限りでない。

★

- (3) 単位面積当たりで除した際の1未満の端数は原則として切り捨てるものであること。★
- (4) 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員を算定するにあたって床面積に含めない。
- (5) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱う。（昭和48年10月23日付け消防予第140号・消防安第42号）
 - ア ソファー等のいす席
 - イ いす席相互を連結したいす席
 - ウ 常時同一場所に於いて固定的に使用し、かつ、移動が容易に行えないいす席

3 用途別収容人員算定要領

- (1) 令別表第1(1)項（劇場、映画館、公会堂等）
 - ア 算定要素
 - (ア) 従業員数
 - (イ) 客席の部分ごとの人数
 - a 固定式のいす席を使用する者の人数
 - b 立ち見席を使用する者の人数

c 前a、b以外の客席を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2、(1)による。

(イ) 客席の部分ごとの人数

客席の部分とは、次表のとおりである。

用 途	客 席 の 部 分
劇場、映画館等	演劇、音楽、映画等を鑑賞するためにいす席が設置されている部分
演劇場等	落語、漫才等の演芸を鑑賞するためにすわり席、いす席等が設置されている部分
観覧場等	スポーツ、見世物等を観覧するためにいす席、すわり席等が設けられている部分
公会堂、集会場等	集会、会議、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設けられている部分

a 固定式のいす席を使用する者の数

固定式のいす席の数に対応する数とする。この場合において、長いす席の場合については、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数とする。

b 立ち見席を使用する者の数

立ち見席を設けた部分の床面積を0.2m²で除して得た数とする。

c 前a及びb以外の客席とは、ます席、大入場等のすわり席、移動いすを使用する客席部分を指し、この部分の床面積を0.5m²で除して得た数とする。

ウ 収容人員算定要領

前イ(ア)及びイ(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

a 固定式のいす席設置場所

b 立ち見席

c 前a、b以外の客席の使用に供する場所

(イ) 講堂の収容人員計算例

(ケース1)

講堂内の移動いす設置場所の面積が100m²の場合は、

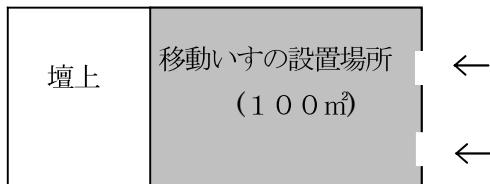
$$100 \text{ m}^2 \div 0.5 \text{ m}^2 = 200 \text{ 人}$$

の計算式となり、客席部分の収容人員は200人となる。

これに従業員数 α を加算して、

$$200 + \alpha$$

の計算式となり、講堂内の収容人員が算定される。



(ケース 2)

講堂内に固定いす席 60 席と立ち見席の面積が 10. 1 m² の場合は、

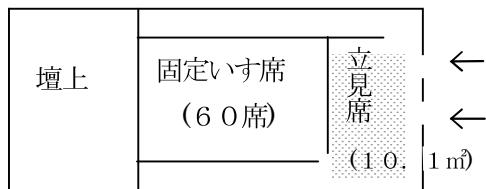
$$60 \text{ 人} + (10.1 \text{ m}^2 \div 0.2 \text{ m}^2) \approx 110 \text{ 人}$$

の計算式となり、客席部分の収容人員は 110 人となる。

これに、従業員数 α を加算して、

$$110 + \alpha$$

の計算式となり、講堂内の収容人員が算定される。



(ウ) 集会場の収容人員計算例

集会場の移動いす又はすわり席設置場所（集会場等）の面積が 1 室 50 m² の場合は、

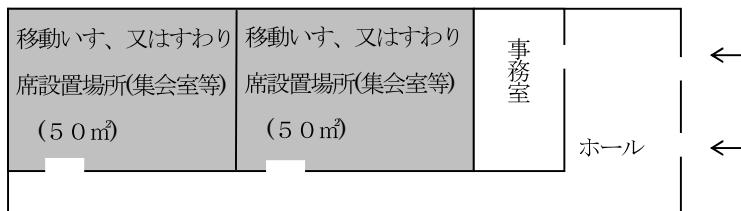
$$(50 \text{ m}^2 \div 0.5 \text{ m}^2) \times 2 \text{ 室} = 200 \text{ 人}$$

の計算式となり、客席部分の収容人員は 200 人となる。

これに、従業員数 α を加算して、

$$200 + \alpha$$

の計算式となり、集会場内の収容人員が算定される。



(エ) 映画館、音楽ホール、劇場、公会堂等の収容人員計算例

映画館等で、固定いす席 200 席と、立見席の面積が 20. 1 m² の場合は、

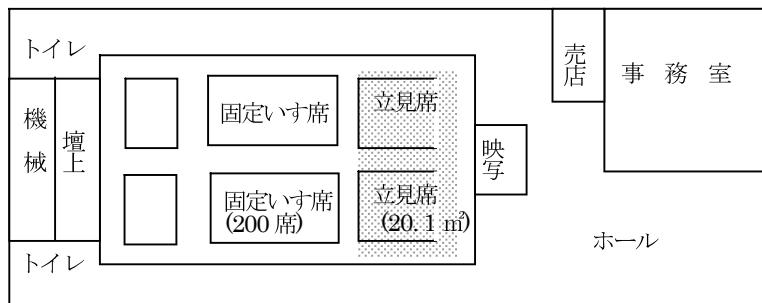
$$200 \text{ 人} + (20.1 \text{ m}^2 \div 0.2 \text{ m}^2) \approx 300 \text{ 人}$$

の計算式となり、客席部分の収容人員は 300 人となる。

これに、従業員数 α を加算して、

$$300 + \alpha$$

の計算式となり、映画館等の収容人員が算定される。



(2) 令別表第1 (2)、(3) 項 (キャバレー、遊技場、料理店、飲食店等)

ア 用途判定

(ア) 遊技場

囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、スマートボール、チェス、bingo、ボウリング、ビリヤード、カラオケルーム、ゲーム機械、その他の遊技場又は競技を行わせる施設をいう。

(イ) その他のもの

前(ア)以外の令別表第1 (2)、(3) 項の用途の施設をいう。

イ 算定要素

(ア) 遊技場

- a 従業員数
- b 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者的人数
- c 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分の固定式のいす席を使用する者的人数

(イ) その他のもの

- a 従業員数
- b 客席の部分ごとの人数
 - (a) 固定式のいす席を使用する者的人数
 - (b) その他の部分を使用する者的人数

ウ 算定要素の定義

(ア) 遊技場

- a 従業員
 - 2、(1)による。
- b 遊技のための機械を使用して遊技を行うことができる者的人数
 - 施設内に設置できる最大の競技卓、盤、機械等に次の数を掛け合わせて得られた数とする。
 - (a) パチンコ、スマートボール等は1人、囲碁、将棋、チェス、ビリヤード等は2人、マージャン等は4人とする。
 - (b) ボウリングは、レーンに付属する椅子の数とする。
 - (c) ゲーム機械は、機械を使用して遊べる者の数（コインの投入口の数が一般的には対応している。）とする。
 - (d) カラオケ機械では、各ルーム内の固定式いす席を使用する者的人数とする。
 - (e) ルーレットゲーム等で人数に制限のないものについては、ゲーム台等の寄付き部分0.5mにつき1人とする。
 - (f) 前(a)～(e)以外で遊技人員が明確に限定できるものにあっては、その数とする。
 - (g) 前(a)～(f)により遊技人員を算定できない場合には、競技卓、盤、機械等の数とする。
- c 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分の固定式いす席を使用する者的人数
 - 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分とは、次の場所をいう。
 - (a) ボウリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所
 - (b) カラオケルームの受付周辺等の休憩・待合場所
 - (c) 前(a)、(b)以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分と特定できる場所
- 上記場所に置かれている固定式のいす席を使用する者的人数とする。この場合において、長いす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数とする。

(イ) その他のもの

- a 従業員
- b 客席の部分の人数

工 収容人員算定要領

(ア) 遊技場

前イ(ア)a から c で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(イ) その他のもの

前イ(イ)a 及び b で求めた人数とを合算して得た数を収容人員とする。

オ 事例紹介

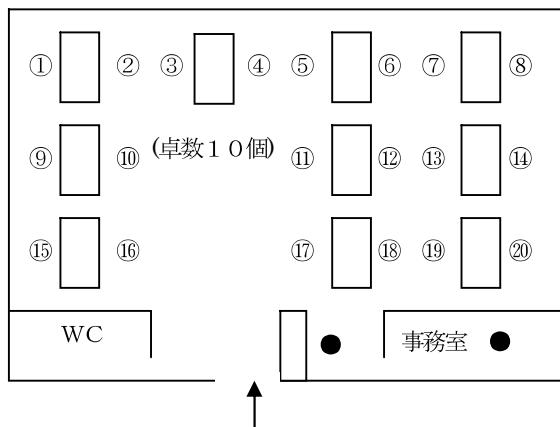
(ア) 遊技場の凡例

- a 遊技のための機械を使用して遊技を行うことができる者 ○
- b 遊技のための機械等 □ (卓等)、▼ (カラオケ機械)
- c 従業員 ●
- d 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分 ■
- e 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席 ♪

(イ) 囲碁、将棋の卓数が 10 個で、従業員が常時 2 人の場合は、

$$(10 \text{ 卓} \times 2 \text{ 人}) + 2 \text{ 人} = 22 \text{ 人}$$

の計算式となり、事例の囲碁、将棋場の収容人員は 22 人となる。

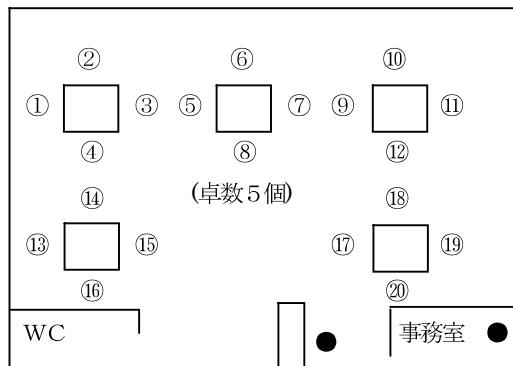


(ウ) マージャン場の収容人員計算例

マージャン卓数が 5 個で、従業員が常時 2 人の場合は、

$$(5 \text{ 卓} \times 4 \text{ 人}) + 2 \text{ 人} = 22 \text{ 人}$$

の計算式となり、事例のマージャン場の収容人員は 22 人となる。

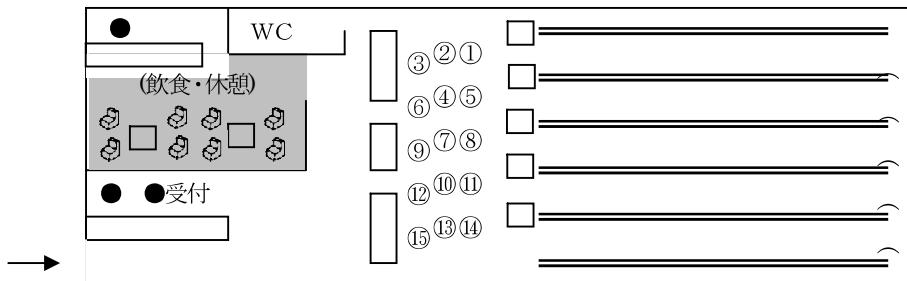


(エ) ボウリング場の収容人員計算例

レーン数が5で、1 レーンに付属する椅子が3個で、飲食・休憩の用に供する固定いす席8個、従業員が常時3人の場合は、

$$(5 \text{ レーン} \times 3 \text{ 個}) + 8 \text{ 個} + 3 \text{ 人} = 26 \text{ 人}$$

の計算式となり、事例のボウリング場の収容人員は26人となる。

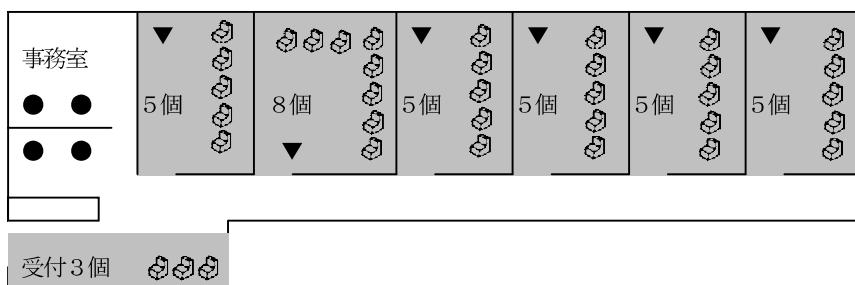


(オ) カラオケルームの収容人員計算例

カラオケ機械の台数が6台で、飲食・休憩の用に供する固定いす席36個、従業員が常時4人の場合は、

$$36 \text{ 個} + 4 \text{ 人} = 40 \text{ 人}$$

の計算式となり、事例のカラオケルームの収容人員は40人となる。



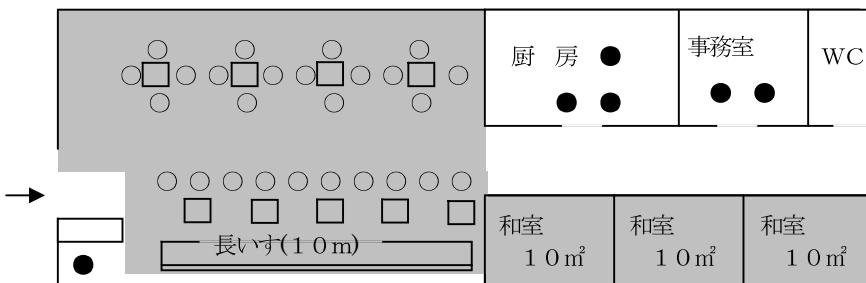
(カ) その他のものの凡例

- a 従業員 ●
- b 客席の部分 ■
- c 長いす、固定式のいす席 └─┘
- d 移動いす ○

(キ) 居酒屋等の収容人員計算例

長いす席10m、和室が各10m²、移動いす席設置場所60m²、従業員が常時6人の場合は、
 $(10 \text{ m} \div 0.5 \text{ m}) + (10 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) + (10 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) + (10 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) + (60 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2)$
 $+ 6 \text{ 人} = 55 \text{ 人}$

の計算式となり、事例の居酒屋等の収容人員は55人となる。

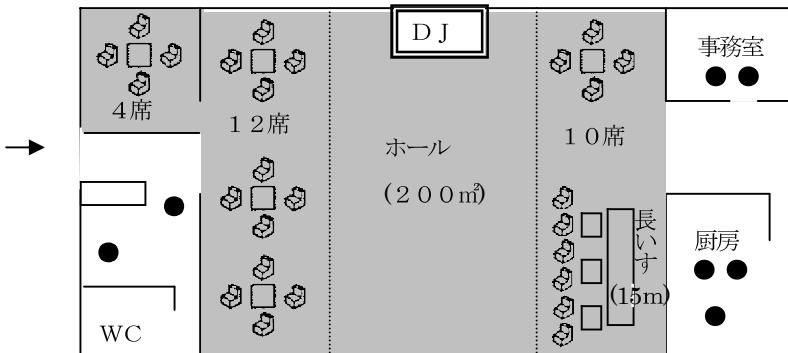


(ク) ディスコ等の収容人員計算例

固定式のいす席26個と長いす15m、ホールの面積が200m²、従業員が常時7人の場合は、

$$26\text{個} + (15\text{m} \div 0.5\text{m}) + (200\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + 7\text{人} = 129\text{人}$$

の計算式となり、事例のディスコ等の収容人員は129人となる。



(3) 令別表第1 (4) 項 (百貨店、物品販売店舗等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 従業員以外の者が使用する部分の人数

- a 飲食又は休憩の用に供する部分の人数
- b その他の部分の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2 (1) による。

(イ) 従業員以外の者が使用する部分の人数

従業員以外の者が使用する部分とは、次の部分を除いた場所をいう。

- ・ 事務室、会議室
- ・ 社員食堂等の厚生施設
- ・ 商品倉庫、商品荷捌場
- ・ 空調機械室、電気室等の設備室
- ・ 駐車場
- ・ 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある通路及び公共性の強い通路部分
- ・ その他の従業員だけが使用する部分

a 飲食又は休憩の用に供する部分の人数

飲食及び休憩の用に供する次の部分の床面積を3m²で除して得た数とする。

- ・ レストラン、喫茶、その他の飲食の飲食店
- ・ 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分
- ・ その他の飲食及び休憩の用に供する部分

b その他の部分の人数

前a以外の部分の床面積を4m²で除して得た数とする。

注) 売場内のショーケース等を置いてある部分も含む。

ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア) 及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

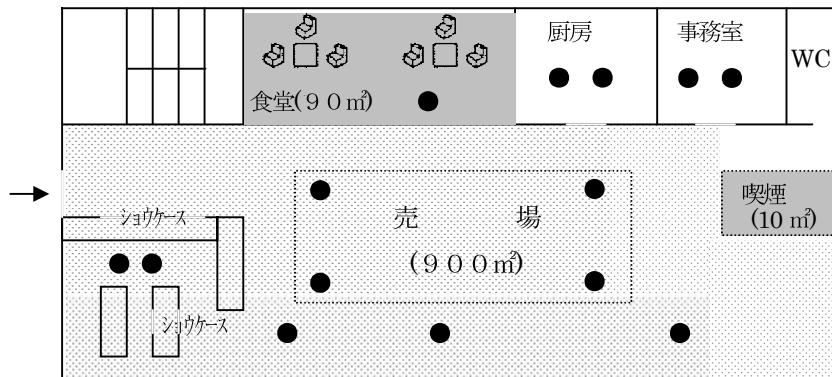
- a 従業員 ●
- b 飲食又は休憩の用に供する部分 ■
- c その他の部分 □

(イ) 百貨店・スーパー・マーケット等の収容人員計算例

飲食又は休憩の用に供する部分の面積が 90m^2 及び 10m^2 、その他の部分の面積が 900m^2 、従業員が常時 14 人の場合は、

$$(90\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (10\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (900\text{m}^2 \div 4\text{m}^2) + 14 \text{人} = 272 \text{人}$$

の計算式となり、事例の百貨店・スーパー・マーケット等の収容人員は、272 人となる。

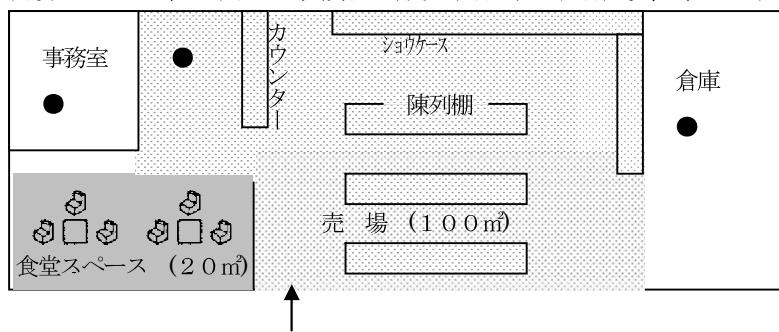


(ウ) 小規模物品販売店舗等の収容人員計算例

飲食又は休憩の用に供する部分の面積が 20m^2 、その他の部分の面積が 100m^2 、従業員が常時 3 人の場合は、

$$(20\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (100\text{m}^2 \div 4\text{m}^2) + 3 \text{人} = 34 \text{人}$$

の計算式となり、事例の小規模物品販売店舗等の収容人員は、34 人となる。

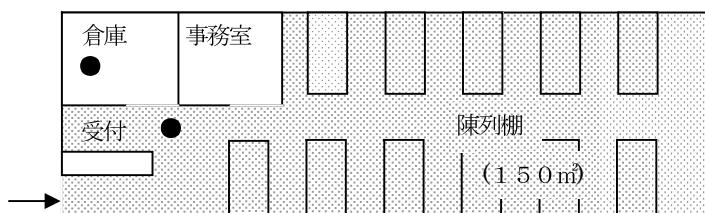


(エ) 物品販売をともなう貸レコード・ビデオ店の収容人員計算例

物品販売をともなう貸レコード・ビデオ店で、その他の部分の面積が 150m^2 、従業員が常時 2 人の場合は、

$$(150\text{m}^2 \div 4\text{m}^2) + 2 \text{人} = 39 \text{人}$$

の計算式となり、事例の物品販売をともなう貸レコード・ビデオ店の収容人員は、39 人となる。



(4) 令別表第1(5)項イ(旅館、ホテル等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 宿泊室を使用する人数

a 洋室の人数

b 和室の人数

(ウ) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分の人数

a 固定式のいす席を設ける部分を使用する者の人数

b 前a以外のその他の部分を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2(1)による。

(イ) 宿泊室を使用する人数

a 洋室の人数

宿泊者が使用する洋室に置かれているベッドの数に対応する人数とする。

b 和室の人数

宿泊者が使用する和室ごとの床面積を、次の条件で除して得た数の合計とする。

(a) 簡易宿泊所及び主として団体客が宿泊するホテル・旅館(宿泊室の床面積を、ホテル・旅館が定めている当該宿泊室の最大使用人數又は宿泊室に設置されている寝具数で除して3m²程度になるもの。)は3m²とする。

(b) 前(a)以外は6m²とする。

c 前a、bの人数の算定の取扱いにあっては、次による。

(a) 簡易宿泊所の中2階(棚状)式のものは棚数をベッド数とみなす。

(b) シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッドは2人として算定する。

(c) 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定する。

(d) 一の宿泊室に和式部分と洋式部分が併存するものは、それぞれの部分について算定された収容人員を合算すること。ただし、スイートルーム等利用形態が明らかなものはこの限りでない。★

(ウ) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分の人数

集会、飲食又は休憩の用に供する部分とは、宿泊者以外も利用する次の部分をいう。

・ 宴会場等

・ レストラン、そば屋、スナック等の飲食を提供する場所

・ 椅子席を設けたロビー等(通路部分を除く。)

・ 上記以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

a 固定式のいす席を設ける部分を使用する者の人数

前記の部分のうち固定式のいす席を常時設ける部分については、当該部分にあるいす席の数とする。

この場合は、長いいす席は、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数とする。

b 前a以外のその他の部分を使用する者の人数

前a以外の部分については、当該部分の床面積を3m²で除して得た数とする。

ウ 収容人員算定要領

前ア(ア)から(ウ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

a 従業員 ●

b 宿泊室

(a) 洋室 ■

(b) 和室 □

c 集会、飲食又は休憩の用に供する部分

(a) 固定式のいす席設置場所 □

固定式いす席



(b) その他の部分 ■

(イ) 主として団体客が宿泊するホテル・旅館等の収容人員計算例

主として団体客が宿泊するホテル・旅館で、次の条件の場合は、

a 従業員 14人

b 宿泊室

(a) 洋室 シングルベッド 4個

(b) 和室 70 m²

c 集会、飲食又は休憩の用に供する部分

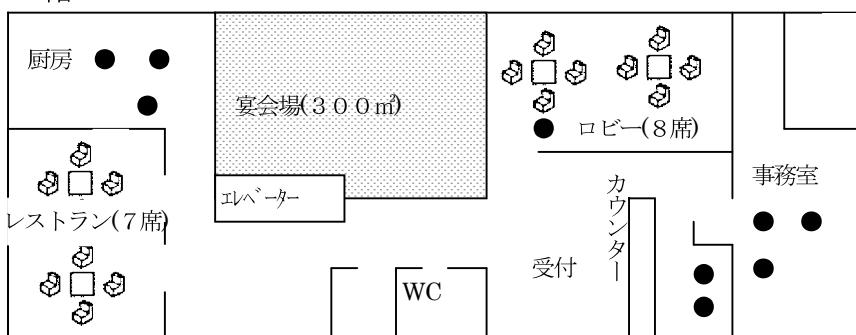
(a) 固定式のいす席 15席

(b) その他の部分 300 m²

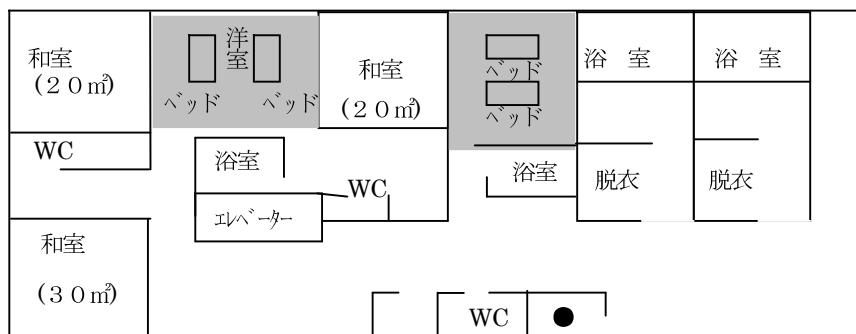
$$14\text{人} + 4\text{個} + (20\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (20\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (30\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + 15\text{席} + (300\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) = 155\text{人}$$

の計算式となり、事例の主として団体客が宿泊するホテル・旅館等の収容人員は、155人となる。

1階



2階



(5) 令別表第1 (5) 項口 (寄宿舎、共同住宅等)

ア 算定要素

居住者の人数

イ 算定する場合の取扱い

寄宿舎、共同住宅に常時居住している者的人数をもって収容人員とする。

ただし、新築、居住者の出入りが激しい等で実態把握が困難な共同住宅にあっては、次の要領で求めた収容人員により防火管理義務の判定を行い、防火管理指導を行うこととする。★

実態把握困難な共同住宅の収容人員算定要領

1 算定要素

(1) 住戸のタイプ別の数

(2) 住戸のタイプ別の算定居住者数

2 算定要素の定義

(1) 住戸のタイプ別の数

共同住宅の集会場等の共用室を除く各住戸を、次に示す住戸タイプごとに分けた数

ア 1K、1DK、

イ 1LDK、2DK

ウ 2LDK、3DK

エ 3LDK、4DK

オ 4LDK、5DK

(2) 住戸のタイプ別の算定居住者

住戸のタイプ別の算定居住者数については、次表による。

住戸のタイプ	1K 1DK	1LDK 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK
算定居住者数	1人	2人	3人	4人	5人

3 収容人員算定要領

前2(1)のそれぞれの住戸タイプ別の数に前(2)の住戸タイプ別の算定居住者数をそれぞれかけ合わせて得た数を合算し収容人員とする。

4 事例紹介

1Kが5戸、1DK5戸、1LDK5戸、2DK5戸、2LDK5戸の共同住宅の場合は、

$$(10\text{戸} \times 1\text{人}) + (10\text{戸} \times 2\text{人}) + (5\text{戸} \times 3\text{人}) = 45\text{人}$$

の計算式となり、共同住宅の収容人員は、45人となる。

(6) 令別表第1 (6) 項イ (病院、診療所等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 病室内にある病床の数

(ウ) 待合室を使用する人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2 (1)による。(例 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師は、従業員として取り扱う。)

(イ) 病室内にある病床の数

a 洋室タイプ

ベッドの数とする。

b 和室タイプ

和室の床面積の合計を、 3 m^2 で除して得た数とする。

c 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数を合算して算定する。 ★

(ウ) 待合室を利用する数

待合室の床面積を次の要領により求め、床面積の合計を 3 m^2 で除して得た数とする。

a 廊下に接続するロビーパートを待合として使用している場合は、当該ロビーパートを待合室として床面積を求める。

b 待合室が廊下と兼用されている場合は、次により待合室の床面積を求める。

(a) 両側に居室がある場合は、廊下幅員から 1.6 m を引いた幅員で待合として使用する範囲を待合室として床面積を求める。

(b) その他の場合は、廊下幅員から 1.2 m を引いた幅員で待合として使用する範囲を待合室として床面積を求める。

c 診療所内の待合に使用する部分は、当該部分を待合室として床面積を求める。

ウ 収容人員算定要領

前ア(ア)から(ウ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

a 従業員 医師 ●、 看護師 ○、 その他 ◎

b 病室

- | | |
|-----------|--|
| (a) 洋室タイプ | |
| (b) 和室タイプ | |
| c 待合室 | |

(イ) 病院の収容人員計算例

次の条件の病院は、

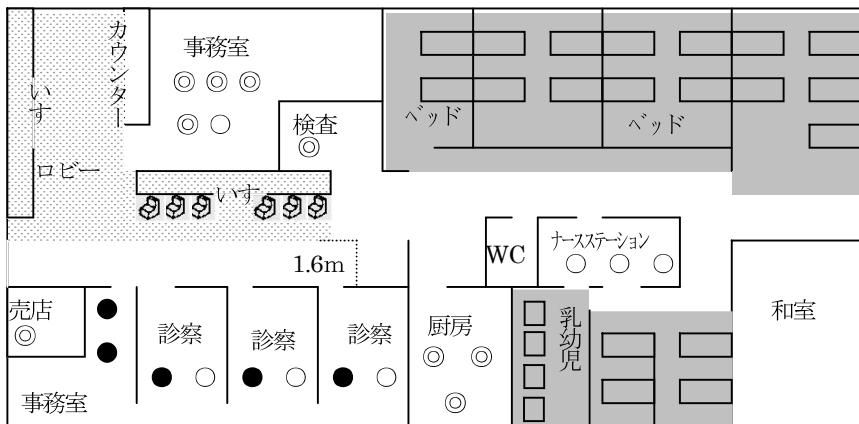
a 従業員 医師5人、看護師10人、その他6人で合計21人

b 病室

- | | |
|------------------|-----------------|
| (a) 洋室タイプのベッド | 17床 |
| (b) 和室タイプの床面積 | 20 m^2 |
| (c) 乳幼児用ベッド及び保育器 | 4床 |
| c 待合室の床面積 | 40 m^2 |

$$21\text{ 人} + 17\text{ 床} + (20\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2) + 4\text{ 床} + (40\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2) \approx 61\text{ 人}$$

の計算となり、事例の病院の収容人員は61人となる。



(7) 令別表第1 (6) 項口、ハ (老人福祉施設、児童福祉施設等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 老人、乳児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2 (1) による。

(イ) 老人、乳児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数

a 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数とする。

b 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業員で対応できると事業所側が想定している要保護者の最大人数とする。

ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

ウ 収容人員算定要領

前ア (ア) 及び (イ) で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(8) 令別表第1 (6) 項ニ (幼稚園、養護学校等)

ア 算定要素

(ア) 教職員数

(イ) 幼児、児童又は生徒の数

イ 算定要素の定義

(ア) 教職員数

2 (1) による。(例 園長、教職員、事務員等)

(イ) 幼児、児童又は生徒の数

現に在籍する児童等の数とする。

ウ 収容人員算定要素

前ア (ア) 及び (イ) で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(9) 令別表第1 (7) 項 (小学校、中学校、高等学校、大学等)

ア 算定要素

(ア) 教職員数

(イ) 児童、生徒又は学生の数

イ 算定要素の定義

(ア) 教職員数

2 (1) による。(例 校長、教職員、事務員等)

(イ) 児童、生徒又は学生の数

現に在籍する学生等の数とする。

ウ 収容人員算定要領

前ア (ア) 及び (イ) で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(10) 令別表第1 (8) 項 (図書館、美術館等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2 (1) による。

(イ) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室を使用する者の数

閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を 3 m^2 で除して得た数とする。

この場合に、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積を求める際の取扱い等については、次による。

a 閲覧室

(a) 開架 (自由に入れる書棚部分をいう。) と閲覧 (児童用閲覧を含む。) が同一室にある場合は、開架以外の部分を閲覧室として扱う。

(b) CD 等の視聴室、フィルム等の視聴室についても、閲覧室として扱う。

b 会議室

従業員以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、会議室として扱う。

c 休憩室

来館者が使用する喫茶室、喫茶コーナー等の部分は、休憩室として扱う。

d 展示室、展覧室

展示室、展覧室内の展示物等の置かれている部分も展示室の部分として扱う。

ウ 収容人員算定要領

前ア (ア) 及び (イ) で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

a 従業員 ●

b 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室 □

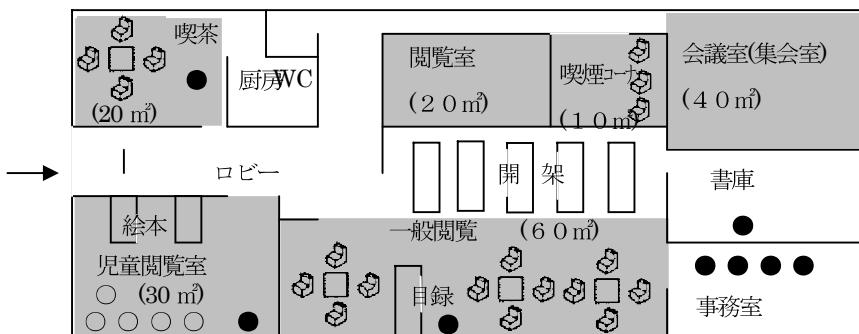
(イ) 図書館の収容人員計算例

図書館で、次の条件の場合は、

a 従業員 8人

b 閲覧室、展示室、展覧室、会議室は休憩室の床面積の合計 180 m^2

$8\text{ 人} + (20\text{ m}^2 + 30\text{ m}^2 + 20\text{ m}^2 + 60\text{ m}^2 + 10\text{ m}^2 + 40\text{ m}^2) \div 3\text{ m}^2 = 68\text{ 人}$
の計算式となり、事例の図書館の収容人員は、68人となる。



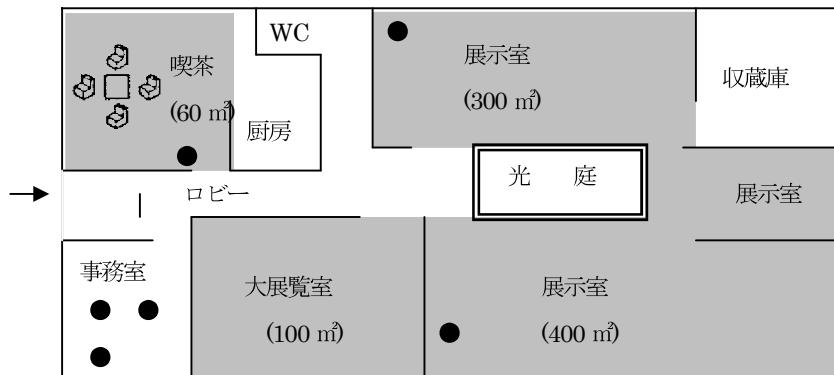
(ウ) 美術館の収容人員計算例

美術館で、次の条件の場合は、

- a 従業員 6人
- b 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計 860 m²

$$6\text{人} + (60\text{m}^2 + 300\text{m}^2 + 400\text{m}^2 + 100\text{m}^2) \div 3\text{m}^2 \doteq 292\text{人}$$

の計算式となり、事例の美術館の収容人員は、292人となる。



(11) 令別表第1 (9) 項 (公衆浴場、蒸気浴場等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2 (1) による。

(イ) 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分を使用する者の数

浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3 m²で除して得た数とする。

この場合に、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積を求める際の取扱い等については、次による。

a トレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定すること。

b 浴場には、釜場、火たき場は含まない。

ウ 収容人員算定要領

前ア (ア) 及び (イ) で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

a 従業員 ●

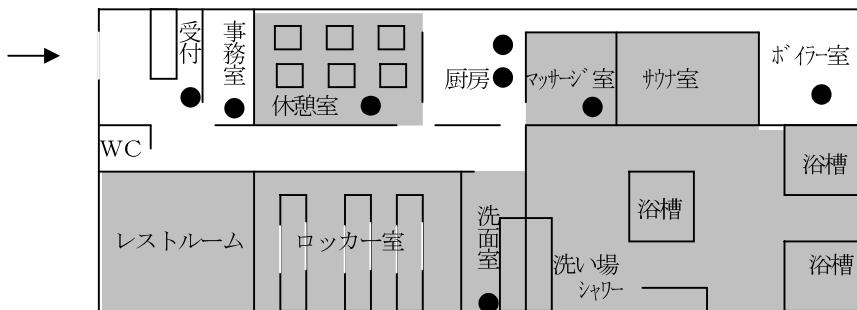
b 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分 □

(イ) その他浴場（ソープランド）の収容人員計算例

その他浴場（ソープランド）で、次の条件の場合は、

- a 従業員 12人
 - b 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計 100m^2
- $$\underline{12\text{人} + (100\text{m}^2 \div 3\text{m}^2)} \doteq 45\text{人}$$

の計算式となり、事例のその他浴場（ソープランド）の収容人員は45人となる。



(12) 令別表第1 (11) 項 (神社、教会等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2 (1) による。

(イ) 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分を使用する者の数

礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を 3m^2 で除して得た数とする。

この場合に、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

a 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、当該場所の床面積を 3m^2 で除して得た数とする。

b 祭壇部分は、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分として取り扱わない。

ウ 収容人員算定要領

前ア (ア) 及び (イ) で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

a 従業員、神職、僧侶、牧師 ○、他の従業員 ●

b 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分 ■

(イ) 寺院の収容人員計算例

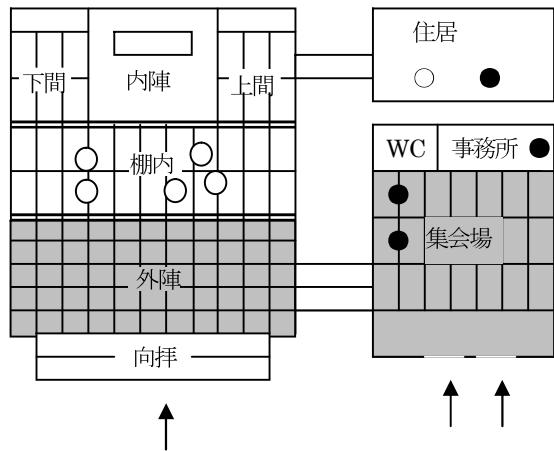
寺院で、次の条件の場合は、

- a 従業員 10人

- b 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計 200m^2

$$\underline{10\text{人} + (200\text{m}^2 \div 3\text{m}^2)} \doteq 76\text{人}$$

の計算式となり、事例の寺院の収容人員は、76人となる。



(ウ) 教会の収容人員計算例

教会で、次の条件の場合は、

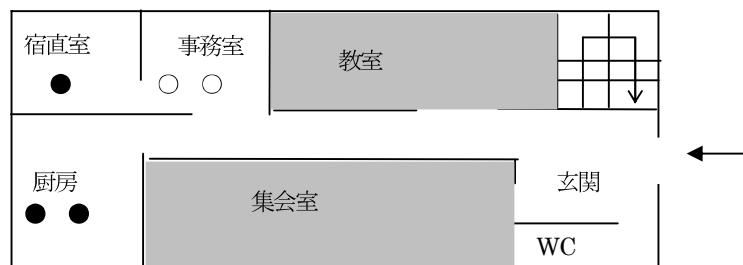
a 従業員 6人

b 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計 300m^2

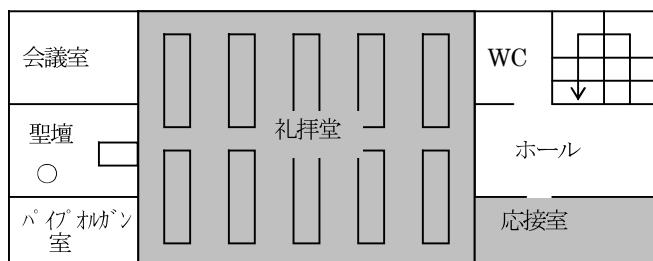
$$6\text{人} + (300\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) = 106\text{人}$$

の計算式となり、事例の教会の収容人員は、106人となる。

1階



2階



(13) 令別表第1 (10) 項、(12) ~ (14) 項 (停車場、工場、駐車場、倉庫等)

ア 算定要素

従業員数

イ 算定要素の定義

従業員数

2 (1) によるが、車両の停車場の従業員には、停車場の勤務員のほかに従属的な業務に従事する者（例 食堂・売店の従業員、赤帽等）を含める。

ウ 収容人員算定要領

前アで求めた人数を収容人員とする。

(14) 令別表第1 (15) 項 (事務所等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 主として従業員以外の者の使用に供する部分を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2 (1) による。

(イ) 主として従業員以外の者の使用に供する部分を使用する者の人数

主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積の合計を 3m^2 で除して得た数とする。

この場合に、主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

a テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー（休憩等の用途に使用するもの）、待合部分は床面積に含む。

また、屋内のプール、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に含む。

ただし、専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に含まない。

b 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に含まない。

c 裁判所の次の部分は床面積に含む。

調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室、法廷

d 銀行の待合・キャッシュコーナーは、床面積に含む。

ウ 収容人員算定要領

前ア (ア) 及び (イ) で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

a 従業員 ●

b 主として従業員以外の者の使用に供する部分 ■

(イ) クラブハウスの収容人員計算例

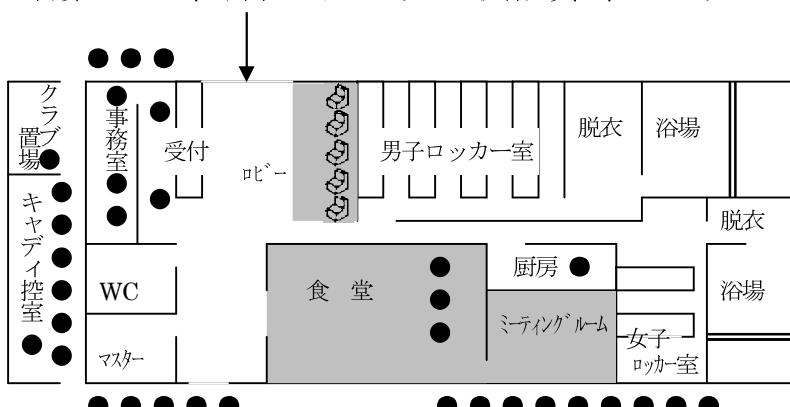
クラブハウスで、次の条件の場合は、

a 従業員 35人

b 主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積の合計 300m^2

$$35\text{人} + (300\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) = 135\text{人}$$

の計算式となり、事例のクラブハウスの収容人員は、135人となる。



(15) 令別表第1 (16) 項 (複合用途防火対象物)

ア 収容人員算定要領

防火対象物内のそれぞれの用途部分の収容人員を前 (1) ~ (14) により用途ごとに人数を算出し合算したものを収容人員とする。

イ 算定する場合の取扱い

- (ア) 建物内の用途部分の特定にあたっては、当該用途と密接な関係にある部分（例 店構前の待合・休憩部分等）も当該用途部分として扱う。
- (イ) 防火対象物内のアトリウム等の公共広場・休憩部分は、各用途の部分として扱う。

(16) 令別表第1(17)項 (重要文化財等)

ア 算定要領

- (ア) 床面積を 5 m^2 で除して得た数

- (イ) 令別表第1 (1) 項から (16) 項までに掲げる用途に供される防火対象物又はその部分が本項に該当する場合

令別表第1 (1) 項から (16) 項までの例により算定する。

イ 事例紹介

文化財として指定を受けている防火対象物が、令別表第1に掲げる用途に供される場合

(ア) 凡例

a 従業員 ●

b 客室部分、展示室部分 □

(イ) 資料館 (8項)、喫茶室 (3項口) として使用される場合の収容人員計算例

a 従業員数 5人

b 客席部分 90 m^2 、展示室 (I) 40 m^2 、(II) 90 m^2

$$5\text{ 人} + (90\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2) + (40\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2) + (90\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2) = 78\text{ 人}$$

の計算式となり、令別表第1に掲げる用途に供される場合の文化財の収容人員は 78 人となる。

展示室 (I) (40 m^2)	展示室 (II) (90 m^2)
廊 下	
喫茶室 (客席) (90 m^2)	事務室 ● ● ●

第6 令8区画等の取扱い

1 令8区画

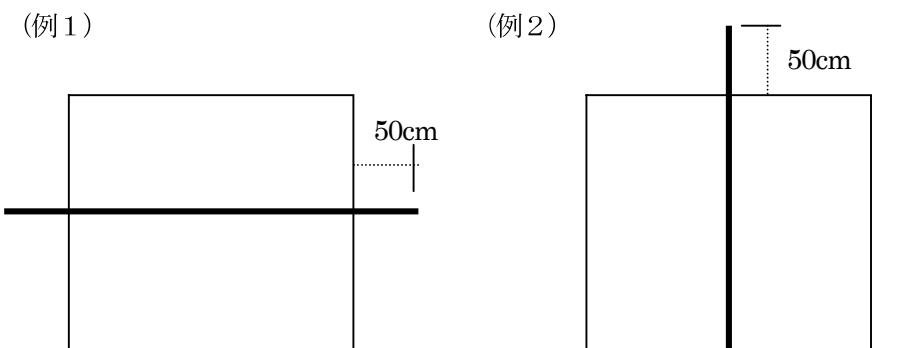
令8区画の構造及び当該区画を貫通する配管等の取扱いについては、次の通達によること。

(卷末資料消防法令通達参照)

- 令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて
(平成7年3月31日付け消防予第53号・平成7年10月20日付け消防予第226号・一部改正)
- 令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いに係る執務資料について
(平成7年7月28日付け消防予第166号)
- 【参考】令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて
(平成8年3月27日付け消防予第47号・平成8年12月24日付け消防予第262号・一部改正)
- 令8区画及び共住区画を貫通する配管等に係る表示について
(平成8年3月29日付け消防予第50号)
- 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目について
(平成8年7月17日付け消防予第145号)
- 【参考】令8区画及び共住区画を貫通する給排水管の取扱いについて
(平成8年12月24日付け消防予第263号)
- 令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について(通知)
(平成19年10月5日付け消防予第344号)

(1) 令8区画の構造

ア 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。

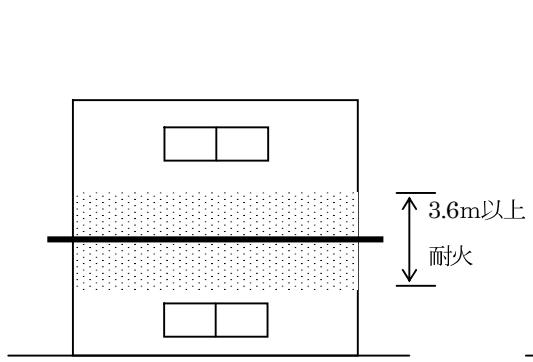


第6-1図

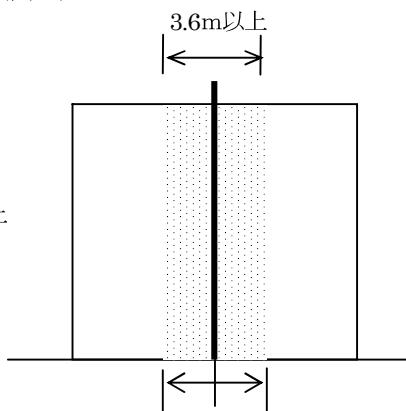
2時間耐火 ■

ただし、下記例3、4の場合は認められる。

(例3)



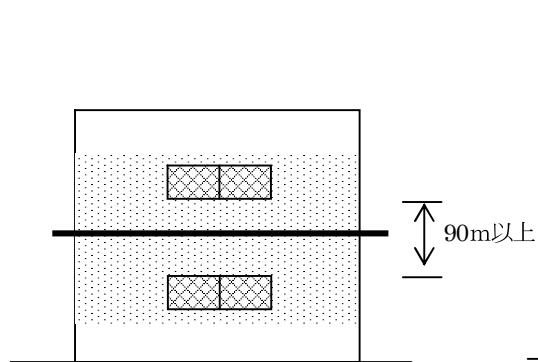
(例4)



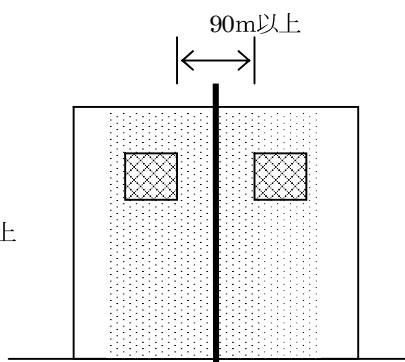
第6-2図

イ 開口部を設ける場合は上記例3、4の構造及び次によること。

(例5)



(例6)



第6-3図

※ 面積の大小にかかわらず90cm以内には開口部は設けてはならない。

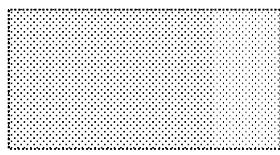
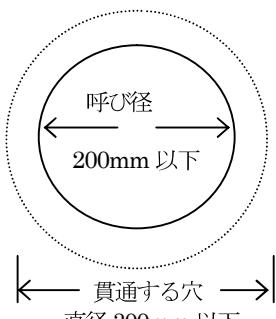


防火設備



耐火構造（建基令第107条に定める耐火性能）

(2) 令8区画を貫通する配管及び貫通部



貫通部が矩形の場合、
部分の面積が
直径300mmの円に相当する面積以下

第6-4図

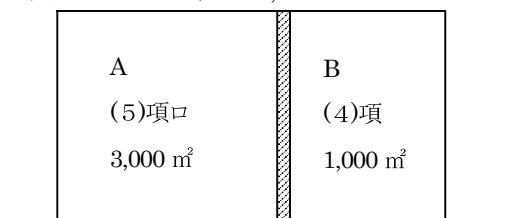
- ア 配管の用途は、原則として給排水管（附属する通気管を含む。）であること。
- イ 適合している配管であれば一つの穴に複数貫通させてもよい。
- ウ 鋼管を給排水管として、令8区画を貫通させる場合であっても直径200mm以下であること及び適合していることを確認すること。
- エ 電気配線及びガス配管の貫通は認められない。
- オ 貫通穴相互の離隔距離は、穴の直径の大なる方の距離以上とすること。（直径200mm以下の場合は200mm）
- カ 配管及び貫通部は一体で火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。（建基令第107条第1号）
- キ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等十分な気密性を有すること。

(3) 令8区画した建築物における消防用設備等の設置の考え方

- ア 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその用途に応じて、消防用設備等を設置すること。
- イ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその床面積に応じて、消防用設備等を設置すること。

 : 開口部のない耐火構造の壁

(例) 16項イ 4,000 m²



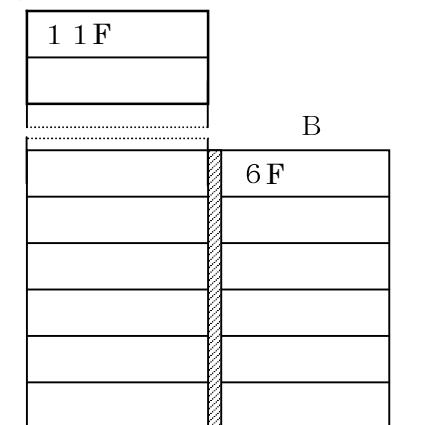
(以下同じ。)

- A : 延面積3,000m²の(5)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
- B : 延面積1,000m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

第6-5図

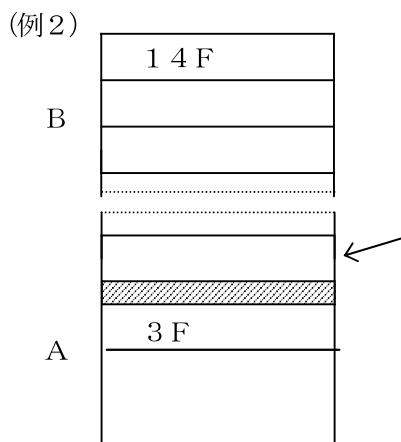
- ウ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。ただし、床で上・下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあたっては、下の部分の階数を算入すること。

(例1) A



- A : 階数1の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
- B : 階数6の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

第6-6図



A : 階数 3 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B : 階数 14 の防火対象物として、また、b 部分は 4 階として該当する消防用設備等を設置する。

第6-7図

2 共同住宅等の特例基準に係る区画

共同住宅等の特例基準に係る区画（以下「共住区画」という。）の構造及び当該区画を貫通する配管等の取扱いについては、前1の通達によること。

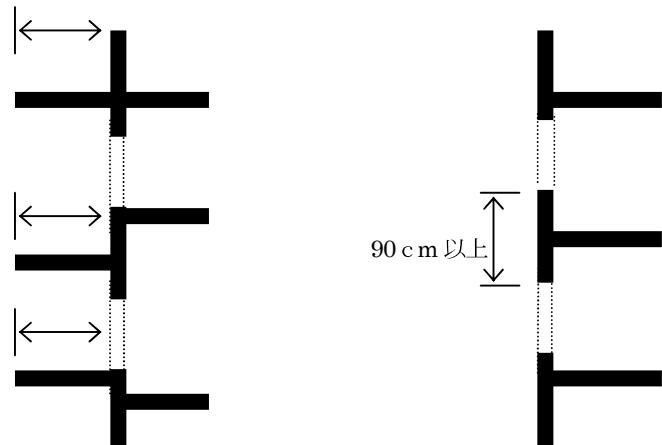
(1) 共住区画の構造

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、軽量気泡コンクリート造、補強コンクリートブロック造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 建基政令第107条第1号に定める耐火構造に求められる耐火構造を有すること。

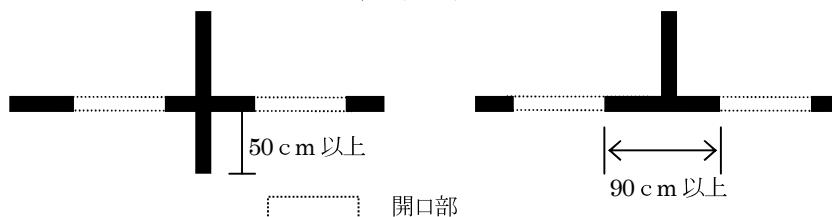
ウ 開口部が外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られていること。ただし、区画を介して隣接する開口部相互の距離を90cm以上とした場合はこの限りでない。

断面図



50cm 以上の突き出しで遮る

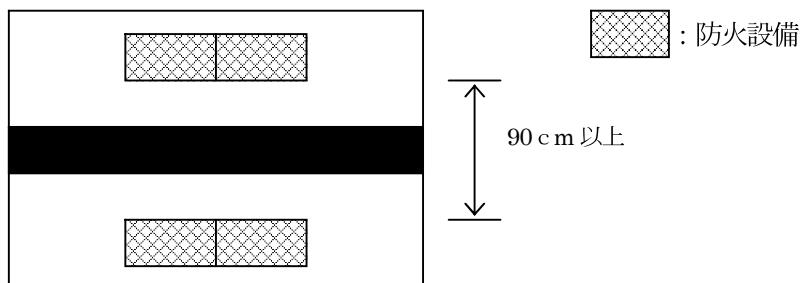
平面図



第6-8図

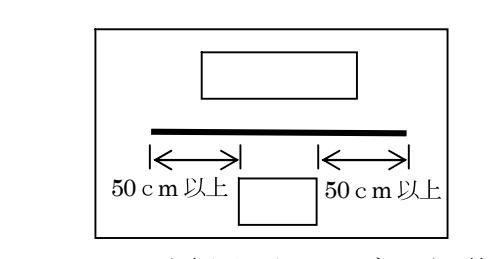
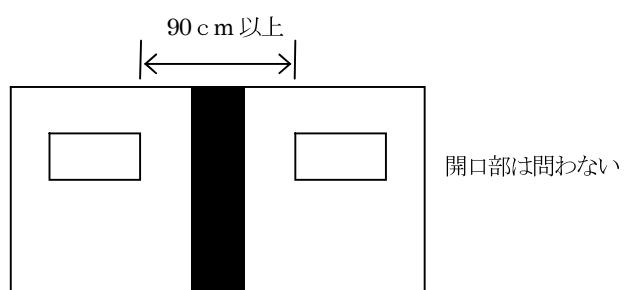
(2) 開口部の有無

ア 開口部相互の距離を90cm以上とした場合の開口部（区画は50cm以上突き出しているない。）



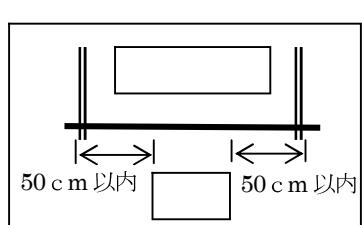
ただし、90cm以上離れて設けられる直径150mm以下の通気口、換気口にあっては防火戸を設けないことができる。

イ 共住区画を介して隣接する開口部との距離が90cm未満となる部分に通気口、換気口等を設ける場合は、前面が外気に開放されており、かつ当該通気口、換気口等の直径が150mm以下の防火ダンパー（FD）付のもの又は開口面積が100cm²以下のものについては設けることができる。



ウ 外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のベランダ、ひさし等を設ける場合は、下側の開口部の両端より、それぞれ50cm以上の幅となっていること。

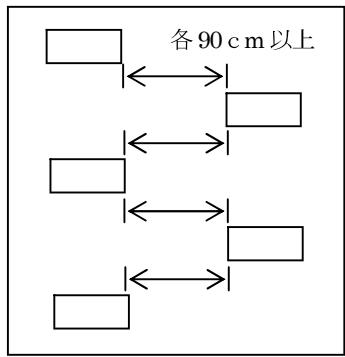
上記のベランダ、ひさし等は、建築基準法上に規定されている1時間以上の耐火性能を有する床と同等以上の性能を有する必要がある。



エ 開口部の両端より50cm以内の前面に雨水管等を貫通させる場合は、不燃材料とすることが必要である。



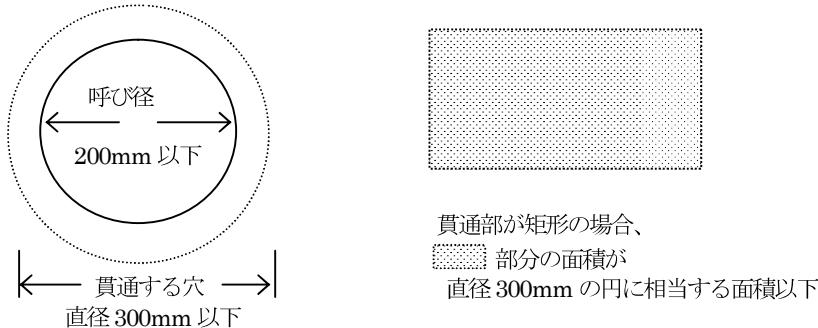
第6-12図



第6-13図

才 外壁面から 50 cm 以上突き出した耐火構造のベランダ、ひさし等をもうけない場合は、共住区画を介して上下の位置にある開口部については、水平距離で 90 cm 以上離れている場合には、防火設備を設けなくて差し支えない。

(3) 共住区画を貫通する配管及び貫通部



第6-14図

ア 配管の用途は、原則として、給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管等であり、これには、電気配線が含まれるものであること。

イ 貫通穴相互の離隔距離は、穴の大なる方の距離以上 (200 mm以下の場合は 200 mm)、ただし、住戸等と共用部分との間の耐火構造の壁又は床にあっては、この限りでない。

ウ 配管及び貫通部は、一体で当該貫通する区画に求められる耐火構造を有することであること。

エ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有すること。

3 規則第13条第1項に規定する区画

規則第13条第1項に規定する区画（以下「13条区画」という。）については、次によるものとする。

- (1) 区画をダクトが貫通する部分には煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。
- (2) エレベーター扉は規則第13条第1項第1号ハに規定する開閉機構に該当しないものであること。ただし、1時間の遮炎性能を有する防火戸を設けた場合はこの限りでない。
- (3) 区画は、2以上の階にまたがらないこと。

4 規則第30条の2に規定する自動閉鎖の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖するものとすること。

なお、同条に規定する区画をダクトが貫通する場合、貫通する部分に防火ダンパーを設けること。

第7 防炎防火対象物、防炎物品

1 防炎防火対象物

(1) 防炎規制を受ける防火対象物の部分等

法第8条の3、令第4条の3で防炎規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

ア 防炎防火対象物の屋上部分及び防炎防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分

イ 防炎規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で、防炎防火対象物の用途に供する廊下、階段等の共用部分

ウ 高層建築物で、その一部が令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防炎防火対象物の用途以外の部分

エ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

※ 当該対象物は、規則第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。

2 防炎対象物品

(1) 法第8条の3第1項、令第4条の3第3項の防炎対象物品には次のものが含まれるものであること。

ア 仕切に用いられる布製のアコードオンドア、衝立

イ 室内装飾のため、壁に沿って下げられている布製のもの

ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げる丈がおおむね1m以上のもの又は面積が2m²を超えるもの

エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）

オ 展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの

カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板

キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等

(2) 次の物は、防炎対象物品に含まれないものであること。

ア 大きさが2m²以下のじゅうたん等

イ 高層建築物で、消防安第49号又は消防予第170号の特例基準に適合する共同住宅の住居部分に使用されるじゅうたん等

ウ 接着剤等で床に貼られた床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル

エ 疋

オ じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダーカッシュョン、アンダーフェルト等

カ 屋外の観覧場のグランド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等

キ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド

ク 外壁にそって垂れ下がっている広告幕

(3) 次の物品は防炎性能を有している防炎物品として取り扱うものであること。

建基法第2条第9号に規定する不燃材料、建基政令第1条第5号に規定する準不燃材料及び建基政令第1条第6号に規定する難燃材料に該当する合板